

一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構

スポーツ・コンプライアンス・オフィサー第3回養成講習会  
～時代が求める新たな人材育成プログラム～

# 報告書

2021年2月27日(土)・28日(日)



## 目次

1. 実施概要.....	1
2. スポーツ・コンプライアンス・オフィサー養成講習実施要綱.....	2
3. 講師・スタッフ 名簿.....	3
4. スケジュール・講義概要:1日目.....	4
5. スケジュール・講義概要:2日目.....	9

一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-24-16 平和ビル 7階

Tel: 03-5521-2205 / Fax: 03-3581-2210 / e-mail: info@spo-com.org

## 1. 実施概要

目的 : スポーツ界のコンプライアンスの徹底を図り、スポーツの価値と力を守り育てるための教育・啓発活動を担う専門的人材を養成する。

日時 : 2021年2月27日(土)・28日(日)

運営本部 : 学士会館(〒101-8459 東京都千代田区神田錦町 3-28)



主催 : 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構

受講料 : 33,000円(消費税込。受講費、テキスト代・資料代、審査・認定料を含む)

認定 : 所定の講義を全て受講し、認定試験に合格した者に、本機構より認定証を授与する(資格の有効期限は4年間)

### 一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構の概要

基本理念	ルールとフェアプレイ精神を守り、スポーツを愛する人々とスポーツの価値を守り育て
事業	<ul style="list-style-type: none"><li>① 教育・啓発事業</li><li>② スポーツ・コンプライアンス・オフィサー *の育成事業 *登録商標</li><li>③ 調査・研究事業</li><li>④ 相談事業</li><li>⑤ 評価・認証事業</li><li>⑥ 普及事業</li><li>⑦ 本機構の目的に合致した事業・活動</li></ul>
ロゴマーク	「手と手、5本の指と5本の指とで握手し合う姿」 「ルールとフェアプレイ精神を守ることが真のスポーツの勝利(Victory)に結びつくこと」「競争し合う一方、共に生き共に栄えること」を表現している。(デザイン:PAOS)
登録商標	<ul style="list-style-type: none"><li>① ロゴマーク</li><li>② SPOTS COMPLIANCE</li><li>③ スポーツ・コンプライアンス・オフィサー</li></ul>



## 2. スポーツ・コンプライアンス・オフィサー養成講習実施要綱

### (趣旨)

1. スポーツに携わるすべての人々を通じ、スポーツにおけるコンプライアンスの普及・啓発を推進するため、「一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構スポーツ・コンプライアンス・オフィサー(以下「SCO」という。)養成講習実施要綱」を制定する。

### (目的)

2. この要綱は、次の事項の達成を図ることを目的とする。
  - (1) スポーツに携わる人々に対し、SCO 養成講習及び SCO 養成再研修を行い、コンプライアンス意識を醸成する。
  - (2) スポーツ界のコンプライアンスの徹底を図り、スポーツの価値と力を守り育むための教育・啓発活動を担う専門的人材を育成する。

### (SCO 養成講習の受講対象等)

#### 3. SCO 養成講習の受講対象と受講資格

SCO 養成講習の受講対象者は、当該年度の4月1日時点において満18歳以上で、スポーツ・コンプライアンス教育の普及・啓発に関心を有する者とする。

### (SCO 養成再研修の受講対象等)

#### 4. SCO 養成再研修の受講対象と受講資格

SCO 養成再研修の受講対象者は、SCO の登録日から4年以内の者とする。

### (SCO の認定・登録・取消)

#### 5. SCO の認定・登録・取消は、次のとおりとする。

- (1) SCO の認定は、SCO 講習を修了し認定試験に合格した者とする。
- (2) SCO の登録は、前記認定を受けた者で本機構に対し登録申請のあった者とする。
- (3) SCO の認定・登録を受けた者で、所定の期間内に SCO 養成再研修を受講しなかった場合、SCO として相応しくない行為が認められた場合は、認定・登録を取り消すものとする。

### (SCO 養成講習、SCO 養成再研修)

6. SCO 養成講習、SCO 養成再研修は、別に定めるカリキュラムに基づき実施する。なお、SCO 養成講習を受けた者は、当該登録日から4年以内に SCO 養成再研修を受けらるものとする。以降 SCO 養成再研修を受けた者は、4年以内ごとに SCO 養成再研修を受けるものとする。

### (SCO 養成講習、SCO 養成再研修の教育目標及び到達水準)

#### 7. SCO 養成講習、SCO 養成再研修の教育目標及び到達水準は、次の通りとする。

- (1) スポーツ・コンプライアンスについて説明できる。
- (2) スポーツ・コンプライアンス違反について説明できる。
- (3) スポーツ・コンプライアンスについて指導・教育・助言できる。
- (4) 不適切事案を予防できる。
- (5) 不適切事案が発生した場合に適切に対応できる。

### (個人情報の保護)

8. SCO 養成講習及び SCO 養成再研修に関わる個人情報は、一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構プライバシーポリシー及び同個人情報保護規程に則り保護するものとする。

### 3. 講師・スタッフ 名簿

	氏名(敬称略・講義順)	所属先	担当
講 師	2月27日(土)		
	機構 代表理事 武藤 芳照	東京健康リハビリテーション総合研究所所長、東京大学名誉教授	13:15～13:45(30分) 講義① 「スポーツ・コンプライアンスとはルールとフェアプレイ精神を守る」
	機構 理事 工藤 保子	大東文化大学准教授、笹川スポーツ財団特別研究員	13:45～14:15(30分) 講義② 「スポーツ・コンプライアンス教育の方法と内容」
	機構 理事 中森 邦男	日本障がい者スポーツ協会 JPC 参事	14:15～14:45(30分) 講義③ 「障がい者スポーツとコンプライアンス違反」
	講師 室伏 由佳	順天堂大学スポーツ健康科学部講師	15:00～15:30(30分) 講義④ 「コンプライアンス違反としてのスポーツ・ドーピングについて」
	講師 大橋 卓生	虎ノ門協同法律事務所弁護士	15:30～16:00(30分) 講義⑤-1 「スポーツ・コンプライアンス違反について－事例から学ぶ、法的解釈－」
	2月28日(日)		
	機構 業務執行理事 増島 みどり	スポーツ・ライター	9:00～ 9:30(30分) 講義⑤-2 「スポーツ・コンプライアンス違反について－事例から学ぶ、その特徴と課題－」
	機構 理事・事務局長 櫻井 康史	晴海パートナーズ法律事務所弁護士	9:30～10:00(30分) 講義⑥ 「スポーツ競技団体のガバナンス(組織統治)体制の現状と課題」
	講師 辻村 哲夫	(公財)日本学生野球協会審査室長	10:10～10:40(30分) 講義⑦-1 「不適切な事案が発生した場合の対応－競技団体内のコンプライアンス事案処理の活動経験から－」
機構 副代表理事 上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士	10:40～11:10(30分) 講義⑦-2 「不適切な事案が発生した場合の対応－対応組織、規則、処分、公表等について－」	
司 会	機構 理事 吉田 真由美	(株)ノーザンホースパーク顧問	司会
運 営 協 力	倉内 大輔	株式会社ドゥ・コンベンション	運営ディレクター
	原田 真緒	株式会社モノリス	技術サポート
	福重 進	株式会社モノリス	技術サポート
	増谷 真吾	株式会社モノリス	技術サポート
	松下 壮一	株式会社モノリス	カメラマン
事 務 局	ちぎら 千明 賢治	スポーツ・コンプライアンス教育振興機構事務局次長	
	ひろし 鈴木 漠	スポーツ・コンプライアンス教育振興機構教育・研修部長	
	加賀原 莉玖	スポーツ・コンプライアンス教育振興機構事務局員	準備作業担当者(両日、都合により欠席)

#### 4. スケジュール・講義概要：1日目

##### 【第1日目／2021年2月27日(土)】

13:00～13:15	15分	事務連絡・開会挨拶（司会：理事 吉田 真由美、挨拶：代表理事 武藤 芳照）	
13:15～13:45	30分	講義①	「スポーツ・コンプライアンスとは - ルールとフェアプレイ精神を守る - 」 武藤 芳照
13:45～14:15	30分	講義②	「スポーツ・コンプライアンス教育の方法と内容」 工藤 保子
14:15～14:45	30分	講義③	「障がい者スポーツとコンプライアンス違反」 中森 邦男
14:45～15:00	15分	休憩	
15:00～15:30	30分	講義④	「コンプライアンス違反としてのスポーツ・ドーピングについて」 室伏 由佳
15:30～16:00	30分	講義⑤	⑤-1「スポーツ・コンプライアンス違反について - 事例から学ぶ、法的解釈-」 大橋 卓生
16:00～16:15	15分	休憩	
16:15～17:15	60分	「グループワーク」5班 進行役：吉田 真由美 (ファシリテーター：上柳・櫻井・増島・工藤・中森)	
		各テーマについて、ファシリテーターの指導・助言を参考にしながら、討議、発表、意見交換等を行う。	
17:15～17:35	20分	総合討議（各グループの報告）	
17:35～17:40	5分	事務連絡	



司会を務めた吉田真由美理事



武藤芳照代表理事 開会の挨拶

本機構の中核的事業である「スポーツ・コンプライアンス・オフィサー(略称 SCO)養成講習会」の第3回目を、全国から35名の受講者を得て、2021年2月27日(土)～28日(日)に開催した。受講者は、20歳代～70歳代まで、自営業・公務員・会社員・教員・スポーツ団体役員・医師・弁護士等、年齢層、職種も幅広いものであった。新型コロナ感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」発令中でもあり、運営本部を学士会館(東京都)に置きオンライン形式で実施した。

なお、オンライン受講者の理解に資するよう、「講義資料(レジュメ等)」及び「テキスト本」(『まんがでわかる みんなのスポーツ・コンプライアンス入門』2019.8発刊、学研プラス)を事前に送付した。

吉田真由美(本機構理事)の司会進行のもと、はじめに、当機構代表理事・武藤芳照が“ご受講いただくことに感謝する。共に学び共に育ち合い、健全なスポーツの推進を目指して頑張ろう。”との挨拶を行った後、予定通り講義を開始した。



## 講師 武藤 芳照

最近のスポーツ・コンプライアンス違反事例を挙げつつ、スポーツ・コンプライアンスとは、「スポーツが健全であるように、スポーツの価値と力を保ち、信頼を高め、広めるために、公平・公正なスポーツを大切にすること」であり、今後は、スパルタ式の猛特訓やしごきを止め「スポ根(スポーツ+根性)」から「スポコン(スポーツ・コンプライアンス)」へと意識・行動を転換することが必要であると強調した。

また、スポーツマンシップの原点やスポコン違反の分類について事例を挙げ、スポコン教育には、違反事例の列挙に終わらず、「良い例」を示すことが大切であると説いた。

さらに、IOCも事務局にコンプライアンス・オフィサーの役職配置(「オリンピック・アジェンダ 2020/20+20 提言」)を明言したことや、今後のSCOの役割の大きさに鑑み、本機構としては、SCO養成の拡充とSCO有資格者のネットワークづくりを進めたいとの方針を述べた。



## 講師 工藤 保子

スポコン教育を行うには、先ず、教育の方法・ツール・内容・対象を考慮し準備しなければならないとし、ツールとなる関連書籍・マンガ本等を例示し、マンガ本には、教育内容とすべきスポーツ・コンプライアンス違反の分類や、スポーツの良い事例も紹介されていると説明した。

また、スポコン教育は、日本スポーツ協会(JSPO)、JOC等5団体による「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」(2013年)や国の「運動部活動での指導のガイドライン」策定等が契機となっていること、スポーツ庁による「スポーツ界のコンプライアンスやインテグリティ」関連事業やスポーツ統括団体等の研修会などを通して展開されてきていること、

スポーツ庁策定の「スポーツ団体ガバナンスコード」には教育内容が明示されていること、などについて述べた。加えて、「コンプライアンス、インテグリティ、ガバナンス」という言葉・概念が浸透していないこと、スポーツの「負」の情報だけでなく、良いところ、「価値」の伝達が必要であること、行動に結びつくような実践的研修会を提供することが、スポコン教育上の課題・留意点であると強調した。



## 講師 中森 邦男

障がいの種類と国際大会の概要に触れるとともに、日本障がい者スポーツ協会(JPSA)や日本パラリンピック委員会(JPC)、各登録中央競技団体(NF)の発展経緯や現状について述べた。その中で、他団体との組織連携、登録・加盟団体数、各 NF 設立の経緯と法人格の有無、会員数、各団体の運営状況(事務所形態・有給職員の有無、スポンサー・協賛企業)などについて詳細に述べた。

ガバナンスに関する出来事として、国内での違反事例を挙げ、種類としては、不正経理、コーチによるパワハラ、代表選考規程に対するスポーツ仲裁などがあり、発生要因として、少人数による組織運営、代表者への権限集中、判断の甘さなどあること。また、海外の違反事例には、チート行為、詐欺があり、その背景には、人材不足、資金不足、国際統括団体によるチェックの甘さがあることなど具体例をもとに述べた。違反対策として JPSA に通報・相談窓口を設置したこと(2016年5月)や、通報・相談件数の推移・特徴について説明した。

障がい者スポーツの課題に、ガバナンスコード(中央競技団体向け)への対応が難しいことを挙げ、その対応策として、各 NF の事務局体制の強化、NF 役員の研修による強化、JPSA による各 NF への多面的な支援が必要であると強く訴えた。



## 講師 室伏 由佳

ドーピングとは、禁止物質や禁止方法を使用して自分だけが優位に結果を得る行為であり、近年はスポーツの価値を護るためにドーピングが起こらないための予防的なアプローチが求められていることを解説した。

そのためには、アスリートや指導者、サポートスタッフは世界アンチ・ドーピング規程(Code)を十分に理解し遵守することは不可欠であると強調した。ドーピングの歴史や2003年に発効され、本年改定された2021年Codeまでの成り立ち、日本や国際的なアンチ・ドーピング規則違反の実態、アスリートが果たすべき役割と責務などを概説した。更に、大学生アスリートを対象とした調査研究の紹介を行い、アンチ・ドーピング教育経験が薬を使用する際の禁止物質確認行動に及ぼす影響について、統計的なデータを用いて解説した。現在のところ、教育経験は

競技水準やドーピング検査経験を問わず、確認行動は不十分である点を明らかにしている。2021Codeにおいてはじめて策定された「教育に関する国際基準」を基に、国際的な教育推進が図られているが、意図的あるいは意図しないドーピングを予防するためには、1. 啓発、2. 情報提供、3. スポーツの価値に基づく教育、4. アンチ・ドーピング教育の「4つの要素」を組み込んだ教育プログラムの展開と教育推進が重要であると述べられた。



## 講師 大橋 卓生

スポーツ基本法において、「スポーツの価値」(人格形成の価値、スポーツ権の保障)について明文化されており、その価値を守るためにも、コンプライアンス(ルールを守ること)が大切であること、その上で、スポーツに関するルールには、「スポーツ実定法」と「スポーツ固有法」があり、体系的な理解が重要であると述べた。

スポーツ団体運営の基本姿勢(運営の透明性、自ら遵守すべき基準の作成、紛争の迅速・適切な解決)、倫理規程と作成のポイント、典型的なコンプライアンス違反の種類、違反の種類とスポーツ実定法・ス

スポーツ固有法の適用、科せられるペナルティ(典型)などについて説明した。加えて、違反認定から処分に至るまでの丁寧な進め方(流れ)が重要であるとし、具体的な違反事例を複数示して、問題はないか提起した。まとめとして、コンプライアンス違反の終結は、処分して終わるのではなく、原因究明と再発防止策と確立、適切な広報が必要であると強調した。

## グループワーク

下記のテーマ別に A～E の5グループに分かれて行った。

- A: 『不適切な事案が発生した場合の良い対応・悪い対応』(ファシリテーター:上柳敏郎講師)
- B: 『スポーツ選手・指導者・役員等のコンプライアンス違反の法的責任』(同:櫻井康史講師)
- C: 『SNSの悪用他、最近の事例』(同:増島みどり講師)
- D: 『スポーツ団体における女性役員の参画』(同:工藤保子講師)
- E: 『体罰・暴力・暴言』(同:中森邦男講師)

ファシリテーター(本講習会の講師が分担)の進行・助言の下、講義中の事例、自身の体験もしくは身近に見聞した事例を挙げ、(1)背景・原因と(2)具体的改善策・予防策について活発な見交換、討議を行なった。

## 総合討議(各グループからの報告)

各グループからは、以下のような発表があった。実例や現場感覚にそった熱心な議論や意見交換を窺わせるものとなった。(主なものを抽出)

Aグループ	速やかな対応が重要。日常的な信頼関係の構築が大切。自分が違反者とされた場合の潔白証明が難しい。
Bグループ	違反の声を上げることは難しい(子どもは学校・教育委員会へ、大人は協会へ)。第三者による調査が必要。違反の構成要件の確認が重要。
Cグループ	SNS 利用の反響の大きさを予測できていない。SNS 悪用から身を守るには限界がある。JOC、JSPO 等の改善策に期待。罰則よりも SNS 利用の教育・研修が必要。
Dグループ	現役引退者を委員会活動等の経験を通して育成した後、役員に登用する。役員の公募(当該スポーツの未経験者であっても有能な人、保護者の登用等)。子育て世代の女性登用には子ども預かりなどの支援が必要。
Eグループ	選手時代の悪しき原体験が体罰を起こしやすい。指導者への教育・研修による指導スキルの向上が重要。保護者への教育(部活やスポーツ活動のあり方、子どもへの期待や接し方など)が必要。子ども・親・指導者の三者を一体とした教育が重要。



## 5. スケジュール・講義概要:2日目

### 【第2日目/2021年2月28日(日)】

9:00～9:30	30分	講義⑤	⑤-2「スポーツ・コンプライアンス違反について - 事例から学ぶ、その特徴と課題 -」	増島 みどり	
9:30～10:00	30分	講義⑥	「スポーツ競技団体のガバナンス(組織統治)体制の現状と課題」	櫻井 康史	
10:00～10:10	10分	休憩			
10:10～11:10	30分 ×2	講義⑦	「不適切な事案が発生した場合の対応」		
			⑦-1「競技団体内のコンプライアンス事案処理の活動経験から」	10:10～10:40(30分)	辻村 哲夫
			⑦-2「対応組織、規則、処分、公表等について」	10:40～11:10(30分)	上柳 敏郎
11:10～11:25	15分	休憩			
11:25～11:55	30分	総合質疑・討論 (武藤・上柳・櫻井・増島・工藤・辻村)			
11:55～12:10	15分	講義終了挨拶・事務連絡・試験説明			
12:10～		認定試験 (メールにて専用URL配布します。*解答期日:3月1日(月)12:00までとなります。)			

#### 講義 ⑤-2

スポーツ・コンプライアンス違反について - 事例から学ぶ、その特徴と課題 -



#### 講師 増島 みどり

(五輪イヤーのはずだった)2020年に起こったスポーツ・コンプライアンス違反を列举し、その傾向は、従来の暴力問題やパワー・ハラスメント等に加え、異なる種類の違反事例の増加が顕著であると述べた。

具体的には、①大学体育会の大麻事件、②体育会学生によるコロナ関連給付金詐欺事件、③相撲・プロ野球・Jリーグでのコロナ対策ガイドライン(プロトコル)違反による退職・退団・処分、④SNS悪用による女性アスリートの性的画像の拡散、⑤高校サッカー選手権で問題になった部活動のあり方(運営の民間企業委託の是非)、⑥東京オリ・パラ組織委森会長の女性を差別するような発言と広報・組織の不備、などを取り上げ、その特徴や課題について、スポーツ・ライター

ならではの取材現場のリアルな内容を盛りみつつ、独自の視点で分析・解説した。

これらの事例から学ぶべきは、「コロナ禍に伴って、規律・プロトコル・社会的責任など従来と異なるコンプライアンスやガバナンスが求められる転換期であり、柔軟性と知識をもって対応する必要性である。」と語った。

また、スポーツの統治、ルール、健全さの関係について、三層のイメージ図で示し、“個人のあり様である「インテグリティ(健全さ)」が核(コア)であり、これを源として「コンプライアンス(ルールに基づく行動)」が生じ、その積み重ねが「ガバナンス(統治・管理)」に繋がっていく。”という、取材活動を通して得られた考え方の一例を提示した。



## 講師 櫻井 康史

初めに、ガバナンスの定義・意味、「スポーツ団体ガバナンスコード」(スポーツ庁策定)、法規制、スポーツ団体のガバナンスに関する問題意識と不祥事発生、ガバナンスに関する法政策の流れなど、ガバナンスに関する基本的な知識について解説した。その上で、スポーツ団体のガバナンスの目的は、「適切な運営を行うことによって、スポーツの価値を実現することである」とし、①透明性、②自ら遵守すべき基準の作成、③紛争の迅速・適切な解決が求められることを強調した。

また、不正・不祥事の発生の仕組み(不正のトライアングル:機会・動機・正当化)、防止に向けてのコンプライアンス教育の徹底、不正行為の「機会」を無くす体制作りの重要性、スポーツ団体ガバナンスコードの運用における自己説明のあり方、適合性審査の手続きについて説明した。

### 講義⑦「不適切な事案が生じた場合の対応」



## 講師 辻村 哲夫

不適切な事案発生時の日本学生野球協会の「事案処理の実際」について、日本学生野球憲章に沿って解説した。学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」として捉えること、「独立、公正、中立な組織」である審査室として公正・迅速な事案処理に努めていることを強調した。

次いで、「不適切な事案」には、①注意・嚴重注意または②処分(謹慎・対外試合禁止・登録抹消・除名)及びこれらに付随した指導がなされること、そしてその「事案処理の流れ」、それを行う「組織体制」について説明した。

令和元年度の不適切事案処理状況は、注意:644件、嚴重注意:157件、処分:95件。その態様は、部員では、暴力・いじめ、飲酒・喫煙、窃盗、ネット上の誹謗中傷等と多様であり、指導者では、暴力・暴言が多い。

まとめとして、絶えず発生するこれらの事案処理に都道府県の関係機関・学校関係者等と連携協力して当たっているが、その最終目的は飽くまで不適切事案発生の防止・解消であることを指摘した。



## 講師 上柳 敏郎

不適切な事案が発生した場合の対応の基本について、①応急対応⇒事実解明⇒是正・再発防止の順序性、②公正・公平・迅速・透明の確保、③早期発見・情報共有・初動(情報把握・体制確立・適切開示)の重要性を述べ、その上で、適切な初動のためには、研修・周知、通報手続・窓口の設置、風通しのよさの確保が大切であることを強調した。

事案対応のためには、常設の内部組織や規則(倫理規程など)を整備すること、外部組織として第三者委員会や日本スポーツ仲裁機構を活用することなどを挙げ、公正な事実認定・処分、迅速な処分が重要であると解説した。まとめとして、事案の公表は、誠実かつ適時の開示に努め、再発防止・組織再生を期して行うことが重要であり、「スポーツの価値を守る」ことになることと力説した。

## 総合質疑・討論

吉田真由美理事の司会進行で、受講者から提出された多岐にわたる質問や意見に対応し、武藤、上柳、櫻井、増島、工藤、中森の各講師によって、即時適切に回答や意見が述べられ、内容の濃い質疑・討論が活発に行われた。(質疑・討論の一端を紹介すれば、以下のとおり。)

——スポコン機構は活動や SCO 制度等について、スポーツ団体等へ働きかけ状況は如何に？

スポーツ団体等の依頼を受け、研修会等を積極的に実施している。HP で実績を見て欲しい。SCO 有資格者のネットワークづくりを検討中である。

——SCO の役割、活動のあり方や機会について具体的に知りたい。

地域における各人それぞれの立場で、研修会で指導するなど、あり方は多様である。HP の「スポコン広場」で紹介されている SCO 活動の実践例も参考にしていきたい。

——スポコン関連の適切な書籍は少ないが、何か良いものは。

本講習会で使用の「まんが本」などが数点ある。本機構は、新たにテキスト作成を検討中である。

——海外のガバナンスコードの例があれば、教えて欲しい。

英国やカナダ等に例がある。日本のガバナンスコードは、英国のものに近い。

——国際的なガバナンス違反の処分例はあるか。

イタリアオリンピック委員会がイタリア政府の運営干渉を受けているとの理由で、IOC から処分可能性の警告を受けた(2021年1月)。また、日本バスケットボール協会(JBA)が、二つある男子トップリーグを統

一せよとの勧告内容が期限までにできていないとの理由で、国際バスケットボール連盟(FIBA)から格停止処分が科された(2014年11月)。

——違反によるスポーツ関連法人の認可取消しはあるか。その例はあるか。

全日本テコンドー協会が、内閣府より二度の勧告を受けた後、是正できず、公益社団法人の認定取消し処分を受けたことがある(2014年)。また、全日本柔道連盟が、内閣府より自己規律を確保するよう勧告を受けたことがある(2013年)。

——スポーツ・コンプライアンス違反での処分は甘いと思われるが、どう考えるか。

一般社会の処分と比較して処分の軽重を評価するのは難しいと思われる。アスリートやスポーツ団体の社会的影響力を考慮すれば、一般の法令に加えて、スポーツ・コンプライアンス違反を適用した場合、厳しくあるべきとも考えられる。

——学生野球指導者には、処分が終わるのではなく、事後の指導者教育が必要ではないか。また、学生・生徒への処分後の指導も大切と考えるが、どうか。

指導者、学生・生徒への教育は必要との考えに同感である。こうした教育に乗り出している例としては、全日本学生野球協会監督会や東京六大学野球連盟指導者研修会等において、監督・マネージャー・役員等の教育が行われている。本機構はこのような企画に協力し講義を行っている。

——学生野球審査において、特に緊急性が高い場合、一人の審査員で構成する審査委員会で審査するとなっているが、何故か。

全委員が集まるのが困難で、即断が必要な場合のみ行っている。

——インテグリティ、コンプライアンス、ガバナンスの三層のイメージ図は、これでよいか。

これらカタカナ用語の定義は難しく、定まっていない。今回は、「インテグリティ」を“スポーツに関わる人が目指すべきあり様”と捉えた上で、私的な一例を示したものである。今後、様々な考え方やイメージ図について、SCOの方々と一緒に考え整理して行きたい。

